取引資格取得料及び手数料等に関する規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、取引参加者規程第 47 条の 2、業務規程第 14 条の 2 第 5 項及び業務方法書第 104 条の規定に基づき、取引資格取得料及び本取引所が徴収する手数料等に関し、必要な事項を定める。

（平成 17 年 10 月 24 日、平成 19 年 9 月 30 日、2021 年 4 月 12 日　変更）

第２章　取引資格取得料

（取引資格取得料）

第２条　取引参加者規程第 53 条第 4 項に定める取引資格取得料の額は、取得する取引資格ごとに次に掲げる額とする。

(1)	円金利先物取引資格	10,000,000 円
(2)	円金利スワップ先物取引資格	5,000,000 円
(3)	為替証拠金取引資格	5,000,000 円
(4)	株価指数証拠金取引資格	5,000,000 円
(5)	FX 取引資格	5,000,000 円
(6)	LP 取引資格	5,000,000 円
(7)	円金利先物遠隔地取引資格	0 円
(8)	株価指数証拠金遠隔地取引資格	0 円

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める取引資格取得料を支払うことを要しない。

(1)　現に円金利先物取引資格を有し、為替証拠金取引資格を取得する者
　　為替証拠金取引資格に係る取引資格取得料

(2)　円金利先物取引資格及び為替証拠金取引資格を同時に取得する者
　　為替証拠金取引資格に係る取引資格取得料

(3)　現に為替証拠金取引資格を有し、株価指数証拠金取引資格を取得する者
　　株価指数証拠金取引資格に係る取引資格取得料

(4)　為替証拠金取引資格及び株価指数証拠金取引資格を同時に取得する者

株価指数証拠金取引資格に係る取引資格取得料

(5)　現に株価指数証拠金取引資格を有し、為替証拠金取引資格を取得する者
為替証拠金取引資格に係る取引資格取得料

(6)　現にFX取引資格を有し、LP取引資格を取得する者
LP取引資格に係る取引資格取得料

(7)　現にLP取引資格を有し、FX取引資格を取得する者
FX取引資格に係る取引資格取得料

3　第1項の規定にかかわらず、現に為替証拠金取引資格を有し、円金利先物取引資格を取得する者が支払う円金利先物取引資格に係る取引資格取得料の額は、5,000,000円とする。

（平成17年7月1日、平成17年12月20日、平成19年9月30日、平成20年3月31日、平成20年4月28日、平成22年10月1日、平成26年4月30日、2018年12月10日、2021年4月12日、2023年3月20日　変更）

第3章　市場利用手数料

（基本手数料）

第3条　取引参加者規程第11条第1項に定める基本手数料の額は、次に掲げる額とする。

(1)　円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格のいずれかを有する取引参加者　月額300,000円

(2)　為替証拠金取引資格を有する取引参加者　月額50,000円

(3)　株価指数証拠金取引資格を有する取引参加者　月額50,000円

(4)　FX取引資格を有する取引参加者　月額50,000円

(5)　LP取引資格を有する取引参加者　月額50,000円

(6)　円金利先物遠隔地取引資格を有する取引参加者　月額300,000円

(7)　株価指数証拠金遠隔地取引資格を有する取引参加者　月額50,000円

2　基本手数料は、原則として、資格の取得日時を含む月の分から徴収する。ただし、資格の取得日時が月の末日に当たるときは、その都度本取引所が指定する月の分から徴収する。

（平成17年7月1日、平成19年9月30日、平成19年12月3日、平成20年4月28日、平成22年10月1日、平成25年4月1日、2021年4月12日、2023年3月20日　変更）

（定率手数料）

第4条　取引参加者規程第11条第2項から第5項までに定める市場デリバティブ取引及び清算建玉の定率手数料の徴収標準率は、次の表に定める額とする。

区　分	算出の基準	徴収標準率
ユーロ円 3 ヵ月金利先物	取引数量、発生数量、受管数量及び最終決済数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 1 取引単位あたり 100 円 ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引の発生数量につき 1 取引単位あたり　100 円 受管数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 1 取引単位あたり　50 円 ギブアップにより発生した清算建玉の発生数量につき 1 取引単位あたり　50 円 最終決済数量につき 1 取引単位あたり　100 円
2 年円金利スワップ先物、5 年円金利スワップ先物、7 年円金利スワップ先物及び 10 年円金利スワップ先物	取引数量、発生数量及び最終決済数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 1 取引単位あたり　50 円 ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引の発生数量につき 1 取引単位あたり　50 円 最終決済数量につき 1 取引単位あたり　50 円
ユーロ円 3 ヵ月金利先物オプション取引	取引数量及び発生数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 1 取引単位あたり　50 円 ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引の発生数量につき 1 取引単位あたり　50 円
無担保コールオーバーナイト 3 ヵ月金利先物	取引数量、発生数量、及び最終決済数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 1 取引単位あたり 100 円 ギブアップにより発生した市場デリバティブ

		取引の発生数量につき 　　1 取引単位あたり　100 円 最終決済数量につき 　　1 取引単位あたり　100 円
無担保コールオーバーナイト 3 ヵ月金利先物オプション取引	取引数量及び発生数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量（ギブアップに係るものを除く。）につき 　　1 取引単位あたり　50 円 ギブアップにより発生した市場デリバティブ取引の発生数量につき 　　1 取引単位あたり　50 円
米ドル・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
スイスフラン・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
カナダドル・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
ＮＺドル・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
南アランド・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円
トルコリラ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 　　1 取引単位当たり　35 円

ノルウェークローネ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
香港ドル・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
スウェーデンクローナ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
メキシコペソ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
ポーランドズロチ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
中国オフショア人民元・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
ハンガリーフォリント・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
チェココルナ・日本円取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
英ポンド・米ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
英ポンド・スイスフラン取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円
米ドル・スイスフラン取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　35円

米ドル・カナダドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
豪ドル・米ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
ユーロ・スイスフラン取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
ユーロ・英ポンド取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
ＮＺドル・米ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
ユーロ・豪ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
英ポンド・豪ドル取引所為替証拠金取引	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　35 円
米ドル・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　350 円
ユーロ・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　350 円
英ポンド・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　350 円
豪ドル・日本円取引所為替証拠金取引（ラージ）	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　350 円
ユーロ・米ドル取引所為替証拠金取引（ラージ）	取引数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　350 円

日経 225 リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　70 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　70 円
日経 225 マイクロリセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　7 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　7 円
FTSE100 リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　100 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　100 円
DAX®リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　100 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　100 円
NY ダウリセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　8 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　8 円
金 ETF リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1 取引単位当たり　80 円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1 取引単位当たり　80 円
原油 ETF リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき

	数量	1取引単位当たり　80円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1取引単位当たり　80円
NASDAQ-100リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　8円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1取引単位当たり　8円
ラッセル2000リセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　8円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1取引単位当たり　8円
銀ETFリセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　80円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1取引単位当たり　80円
プラチナETFリセット付証拠金取引	取引数量及びリセット数量	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引の取引数量につき 1取引単位当たり　80円 本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のリセット数量につき 1取引単位当たり　80円
FXクリアリング取引	取引金額又は取引件数	本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のうち、 (1) 取引1件あたりの米ドル通貨建て（注1）取引金額が10万米ドル以上の取引にあっては、月間の当該取引の合計取引金額（注2）につき 10万米ドルあたり 20円 (2) 取引1件あたりの米ドル通貨建て（注1）取引金額が10万米ドル未満の取引にあっては、月間の当該取引の合計件数につき

		1件あたり 20円
	建玉残高	取引の種類ごと、かつ、取引日ごとに、付合せ時間帯終了時のロールオーバーにより新たに発生した建玉を米ドル通貨建て（注1）に換算した金額に、業務方法書第90条の28に規定する決済期日間の日数（いわゆるスワップポイント日数）を乗じた金額を、月間で合計した金額（注2）につき 10万米ドルあたり 20円

（注1）元本通貨が米ドル以外のFXクリアリング取引については、本取引所が適当と認めあらかじめFXクリアリング取引参加者に通知する価格を用いて米ドル通貨建てとする。

（注2）月間の合計金額に10万米ドル未満の金額がある場合は、10万米ドルに切り上げる。

2　前項の規定にかかわらず、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号）第6条第1項第6号に定める非居住者をいう。）の委託に基づき本取引所の市場で成立した市場デリバティブ取引のうちラージ取引（取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例第2条第23号に定めるラージ取引をいう。）の定率手数料の徴収標準率は、1取引単位当たり150円とする。

3　第1項の規定にかかわらず、LP取引参加者のFXクリアリング取引に係る定率手数料は0円とする。

（平成17年7月1日、平成17年10月24日、平成17年12月20日、平成19年1月29日、平成19年9月30日、平成19年12月3日、平成20年5月1日、平成20年10月27日、平成22年10月1日、平成22年11月1日、平成23年8月1日、平成23年12月1日、平成24年4月23日、平成25年9月30日、平成26年9月20日、平成27年11月30日、平成28年6月27日、2020年10月26日、2021年2月1日、2021年4月12日、2022年2月28日、2023年3月20日、2023年9月11日、2024年9月30日　変更）

（アクセス料）

第4条の2　取引参加者規程第11条第1項に定めるアクセス料の額は、本取引所の市場において行う市場デリバティブ取引に係る月間の注文（訂正及び取消注文を含む。）の件数ごとに次に掲げる額とする。

(1) 円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格のいずれかを有する取引参加者

イ　1,000件未満 月額0円

ロ　1,000件以上 月額100,000円

(2) 為替証拠金取引資格を有する取引参加者 月額0円

(3) 株価指数証拠金取引資格を有する取引参加者 月額0円

(4) FX取引資格を有する取引参加者 月額0円

(5) LP取引資格を有する取引参加者 月額0円

(6) 円金利先物遠隔地取引資格を有する取引参加者

イ　1,000 件未満 月額 0 円

ロ　1,000 件以上 月額 100,000 円

(7) 株価指数証拠金遠隔地取引資格を有する取引参加者 月額 0 円

（平成 25 年 4 月 1 日　追加、2021 年 4 月 12 日、2023 年 3 月 20 日　変更）

（市場施設等利用料）

第 4 条の 2 の 2　取引参加者規程第 11 条第 1 項に定める市場施設等利用料及びその額は、金利先物等取引につき、次の各号に定める項目及び額とする。

(1) 金融取接続料　月額 15,000 円

(2) 試験環境利用料

イ 本取引所が定める営業日に試験環境を利用したとき　月額 80,000 円

ロ 本取引所が定める休業日及び臨時休業日に試験環境を利用したとき

イに定める額に加えて利用した日ごとに 130,000 円

(3) ドロップコピー利用料

イ　一のコピー先取引 ID に対しコピー元取引 ID が一つのとき　月額 10,000 円

ロ　一のコピー先取引 ID に対しコピー元取引 ID を追加するとき　1 取引 ID 追加ごとに月額 2,500 円

(4) 外部配信を目的とした相場情報利用料　別途契約に定めるところによる。

（平成 26 年 2 月 3 日　追加）

（取引 ID 利用料）

第 4 条の 3　取引参加者規程第 11 条第 1 項に定める取引 ID 利用料の額は、取引参加者規程第 48 条第 1 項に規定する取引 ID の数ごとに次に掲げる額とする。

(1) 円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格のいずれかを有する取引参加者

イ　4 取引 ID 未満　月額 0 円

ロ　4 取引 ID 以上　1 取引 ID あたり月額 5,000 円

ハ　閲覧用取引 ID（取引を行うことができないものとして本取引所の承認を受けて取得した取引 ID をいう。以下この項において同じ。）　1 閲覧用取引 ID あたり月額 2,500 円

(2) 円金利先物遠隔地取引資格を有する取引参加者

イ　4 取引 ID 未満　月額 0 円

ロ　4 取引 ID 以上　1 取引 ID あたり月額 5,000 円

ハ　閲覧用取引 ID　1 閲覧用取引 ID あたり月額 2,500 円

2　前項に規定する取引 ID の数は、当月の第一営業日現在の数とする。ただし、新たに取引資格を取得した場合における当該取得日の属する月においては、当該取得日現在の数とする。

（平成 25 年 4 月 1 日　追加、2021 年 4 月 12 日、2023 年 3 月 20 日　変更）

（ギブアップ手数料）

第 4 条の 4　取引参加者規程第 11 条第 1 項に定めるギブアップ手数料は、業務規程第 2 条第 34 号に規定する清算執行取引参加者においてギブアップの成立により発生した売付け及び買付けに係る取引単位の数量について、次に掲げる額とする。

(1) 円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格のいずれかを有する清算執行取引参加者

1 取引単位あたり　5 円

(2) 円金利先物遠隔地取引資格を有する清算執行取引参加者

1 取引単位あたり　5 円

（平成 25 年 4 月 1 日　追加、2023 年 3 月 20 日　変更）

（マーケットメイカー等に対する市場利用手数料の設定）

第 4 条の 5　前 6 条の規定にかかわらず、本取引所は、マーケットメイカー又は値付取引参加者である取引参加者について、その役割に応じ、別途市場利用手数料を設定することができる。この場合において、あらかじめその旨を当該取引参加者に通知する。

（平成 25 年 9 月 30 日　追加）

（市場利用手数料の変更等）

第 4 条の 6　前 7 条の規定にかかわらず、本取引所は、市場の活性化のために必要があると認める場合は、本取引所が別途定めるところにより、一定の期間において、取引参加者に対し、市場利用手数料の変更又は割戻しを行うことができる。この場合において、あらかじめその旨を当該取引参加者に通知する。

（平成 25 年 9 月 30 日　追加　平成 26 年 2 月 3 日　変更）

（取引取消手数料）

第 4 条の 7　業務規程第 14 条の 2 第 5 項に定める取消しにかかる手数料は、原則として取消しを申請した取引参加者が支払うものとし、当該取消しが行われた取引数量に当該取消しがなされた取引に係る定率手数料の徴収標準率を 2 倍した金額を乗じた額とし、これが 10 万円に満たない場合は、10 万円とする。

（平成 29 年 2 月 27 日　追加）

第 4 章　取引資格喪失手数料等

（取引資格喪失手数料）

第 5 条　取引参加者規程第 35 条に定める取引資格喪失手数料の額は、喪失する取引資格の種類ごとに次に掲げる額とする。

(1)　円金利先物取引資格　1,000,000 円
(2)　円金利スワップ先物取引資格　1,000,000 円
(3)　為替証拠金取引資格　1,000,000 円
(4)　株価指数証拠金取引資格　1,000,000 円
(5)　FX 取引資格　1,000,000 円
(6)　LP 取引資格　1,000,000 円
(7)　円金利先物遠隔地取引資格　1,000,000 円
(8)　株価指数証拠金遠隔地取引資格　1,000,000 円

2　前項の規定にかかわらず、円金利先物取引資格及び円金利スワップ先物取引資格を同時に喪失する場合は、当該取引資格に係る取引資格喪失手数料は合せて 1,000,000 円とする。

3　第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取引参加者は、当該各号に定める取引資格喪失手数料を支払うことを要しない。

(1)　円金利先物遠隔地取引資格の喪失と同時に円金利先物取引資格を取得する取引参加者　円金利先物遠隔地取引資格に係る取引資格喪失手数料
(2)　円金利先物取引資格の喪失と同時に円金利先物遠隔地取引資格を取得する取引参加者　円金利先物取引資格に係る取引資格喪失手数料
(3)　株価指数証拠金遠隔地取引資格の喪失と同時に株価指数証拠金取引資格を取得する取引参加者　株価指数証拠金遠隔地取引資格に係る取引資格喪失手数料
(4)　株価指数証拠金取引資格の喪失と同時に株価指数証拠金遠隔地取引資格を取得する取引参加者　株価指数証拠金取引資格に係る取引資格喪失手数料

（平成 17 年 7 月 1 日、平成 17 年 10 月 24 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 20 年 4 月 28 日、平成 22 年 10 月 1 日、2021 年 4 月 12 日、2023 年 3 月 20 日　変更）

（名義書換手数料）

第 6 条　取引参加者規程第 34 条第 3 項に定める名義書換手数料の額は、名義書換を行う取引資格の種類ごとに次に掲げる額とする。

(1)　円金利先物取引資格　1,000,000 円
(2)　円金利スワップ先物取引資格　1,000,000 円
(3)　為替証拠金取引資格　1,000,000 円
(4)　株価指数証拠金取引資格　1,000,000 円

(5)　FX 取引資格　1,000,000 円
(6)　LP 取引資格　1,000,000 円
(7)　円金利先物遠隔地取引資格　1,000,000 円
(8)　株価指数証拠金遠隔地取引資格　1,000,000 円

2　前項の規定にかかわらず、円金利先物取引資格及び円金利スワップ先物取引資格の名義書換を同時に行う場合は、当該取引資格に係る名義書換手数料は合せて 1,000,000 円とする。

（平成 17 年 7 月 1 日、平成 17 年 10 月 24 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 20 年 4 月 28 日、平成 22 年 10 月 1 日、2021 年 4 月 12 日、2023 年 3 月 20 日　変更）

第 5 章　清算資格取得料

（清算資格取得料）

第 7 条　業務方法書第 4 条第 4 項に定める清算資格取得料の額は、取得する清算資格ごとに次に掲げる額とする。

(1)　金利先物等清算資格　5,000,000 円
(2)　証拠金清算資格　3,000,000 円
(3)　FX クリアリング清算資格　0 円

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める清算資格取得料を支払うことを要しない。

(1)　現に為替証拠金取引資格又は株価指数証拠金取引資格を有し、証拠金清算資格を取得する者　証拠金清算資格に係る清算資格取得料
(2)　為替証拠金取引資格又は株価指数証拠金取引資格及び証拠金清算資格を同時に取得する者　証拠金清算資格に係る清算資格取得料

（平成 17 年 7 月 1 日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 19 年 9 月 30 日、平成 19 年 12 月 3 日、平成 20 年 3 月 31 日、平成 22 年 10 月 1 日、平成 29 年 2 月 27 日、2018 年 12 月 10 日、2021 年 4 月 12 日　変更）

第 6 章　清算資格喪失手数料等

（平成 20 年 4 月 28 日　変更）

（清算資格喪失手数料）

第８条　業務方法書第 14 条の２の３に定める清算資格喪失手数料の額は、喪失する清算資格の種類ごとに次に掲げる額とする。

(1)　金利先物等清算資格　1,000,000 円

(2)　証拠金清算資格　1,000,000 円

(3)　FX クリアリング清算資格　0 円

2　前項第１号の規定にかかわらず、金利先物等清算資格の喪失と同時に円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格のいずれかを喪失する場合は、当該金利先物等清算資格に係る清算資格喪失手数料は免除する。

（平成 17 年７月１日、平成 17 年 12 月 20 日、平成 19 年 12 月３日、平成 22 年 10 月１日、平成 29 年２月 27 日、2021 年４月 12 日、2024 年９月 30 日　変更）

（名義書換手数料）

第８条の２　業務方法書第 14 条の２の２第３項に定める名義書換手数料の額は、1,000,000 円とする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める清算資格に係る名義書換手数料を支払うことを要しない。

(1)　円金利先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格及び金利先物等清算資格を、共に名義書換により同時に取得する者　金利先物等清算資格に係る名義書換手数料

(2)　為替証拠金取引資格及び証拠金清算資格を、共に名義書換により同時に取得する者　証拠金清算資格に係る名義書換手数料

(3)　株価指数証拠金取引資格及び証拠金清算資格を、共に名義書換により同時に取得する者　証拠金清算資格に係る名義書換手数料

(4)　FX 取引資格及び FX クリアリング清算資格を、共に名義書換により同時に取得する者　FX クリアリング清算資格に係る名義書換手数料

(5)　LP 取引資格及び FX クリアリング清算資格を、共に名義書換により同時に取得する者　FX クリアリング清算資格に係る名義書換手数料

（平成 20 年４月 28 日　追加、平成 22 年 10 月１日、平成 29 年２月 27 日、2021 年４月 12 日、2023 年３月 20 日　変更）

第７章　建玉移管手数料

（建玉移管手数料）

第９条　業務方法書第 92 条に定める建玉移管手数料の額は、移管建玉の数量に５円を乗じた額とする。

（平成 19 年 9 月 30 日　変更）

第 7 章の 2　休止手数料

（平成 25 年 4 月 1 日　追加）

（休止手数料）

第 9 条の 2　取引参加者規程第 51 条の 2 第 2 項及び業務方法書第 107 条第 2 項に定める休止手数料の額は、休止取引参加者又は休止清算参加者ごとに、次に掲げる額とする。

月額 50,000 円

2　前項の規定にかかわらず、取引参加者規程第 51 条の 2 第 1 項に定める休止取引参加者であり、かつ業務方法書第 107 条第 1 項に定める休止清算参加者である者は、休止清算参加者に係る休止手数料を免除する。

（平成 25 年 4 月 1 日　追加）

第 8 章　雑則

（消費税等）

第 10 条　第 2 条から前条までに定める手数料等に関して、消費税等（消費税及び地方消費税をいう。）相当額を外税方式で徴収する。

（平成 20 年 4 月 28 日　変更）

附則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 17 年 10 月 24 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 17 年 12 月 20 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 19 年 1 月 29 日から施行し、平成 19 年 1 月 26 日の夜間取引時間帯の開始時から成立した金融先物取引に適用する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 12 月 3 日から施行する。

附則

1　この改正規則は、平成 20 年 4 月 28 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の変更、同条第 2 項及び第 3 項の新設並びに第 7 条の変更は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。
2　改正後の第 7 条第 1 号の規定にかかわらず、この改正規則の施行の際現にユーロ円先物取引資格又は円金利スワップ先物取引資格を有する非清算参加者が金利先物等清算資格を取得する場合は、これに係る清算資格取得料は 1,000,000 円とする。

附則

この変更規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行し、平成 20 年 5 月 1 日の付合せ時間帯の開始時から成立した取引所為替証拠金取引に適用する。

附則

この改正規則は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。

附則

この改正規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この改正規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この改正規則は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 24 年 4 月 23 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 26 年 9 月 20 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

附則

この変更規則は、平成 29 年 2 月 27 日から施行する。

附則

この変更規則は、2018 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この変更規則は、2020 年 10 月 26 日から施行する。

附則

この変更規則は、2021 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この変更規則は、2021 年 4 月 12 日から施行する。

附則

この変更規則は、2022 年 2 月 28 日から施行する。

附則

この変更規則は、2023 年 3 月 20 日から施行する。

附則

この変更規則は、2023 年 9 月 11 日から施行する。

附則

1　この変更規則は、2024 年 9 月 30 日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項の中国オフショア人民元・日本円取引所為替証拠金取引、ハンガリーフォリント・日本円取引所為替証拠金取引及びチェココルナ・日本円取引所為替証拠金取引に関する変更規則は、2025 年 1 月 20 日から施行する。